

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

令和8年7月8日

京都市長 松井 孝治

1 建築協定の名称

京都市伏見区向島リバーサイド津田地区建築協定

2 申請者の氏名

福島 卓

3 建築協定区域

京都市伏見区向島津田町9 1 番地9 ほか9 4 筆 計9 5 筆

4 建築協定区域隣接地

京都市伏見区向島津田町9 1 番地1 8 ほか7 筆 計8 筆

5 建築協定の事項

建築物の位置、用途及び形態

6 協定の期間

10年間（有効期間の満了6か月前までに、土地の所有者等の過半数の廃止申し立てがない限り、更に10年間延長されるものとする。）

7 認可年月日及び番号

令和8年7月8日付け第13-003号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）